

東北地方太平洋沖地震の被災地に対する早期復興支援を求める意見書

平成 23 年 3 月 11 日、宮城県三陸沖で発生した東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード 9.0 という例を見ない規模の巨大地震であり、現代社会が経験したことのない未曾有の災害をもたらした。

地震や津波により、安否が確認されていない方や、犠牲者の数も日を追って増加している。

また、東京電力福島第一原子力発電所が予断を許さない状況の中、万一に備え避難する事態となるなど、住民の不安が増大している。

よって、国におかれましては、被災された皆様はもちろん、国民の皆様の安心・安全を確保するため、下記の事項について適切な対策を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 被災者の速やかな救出と救援体制を強化すること
- 2 被災した原子力発電所立地地域の安全を確保すること
- 3 被災地のライフラインを早期に復旧すること
- 4 被災地復興のために、十分な財政措置を講ずること
- 5 日本中の地方自治体が協力して、長期間にわたり被災地を支える方法を、前例にとらわれることなく確立すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 3 月 25 日

岐阜県可児市議会

衆議院議長	横路 孝弘 様	農林水産大臣	鹿野 道彦 様
参議院議長	西岡 武夫 様	経済産業大臣	海江田 万里 様
内閣総理大臣	菅 直人 様	国土交通大臣	大畠 章宏 様
総務大臣	片山 善博 様	防衛大臣	北澤 俊美 様
財務大臣	野田 佳彦 様	内閣官房長官	枝野 幸男 様
厚生労働大臣	細川 律夫 様	原子力安全・保安院長	寺坂 信昭 様